

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

平成31年1月22日（火）午後1時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）石 橋 佳 枝
今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 遠 藤 通 中 田 利 幸
矢 倉 強 渡 辺 穰 爾

欠席委員（1名）

山 川 智 帆

説明のため出席した者

【経済部】大塚部長

【文化観光局】岡局長兼文化振興課長

[文化振興課] 萩原課長補佐兼文化振興係長 下高課長補佐兼文化財室長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 奥岩議員 田村議員 戸田議員

報道関係者1人 一般1人

報告案件

・米子市勤労青少年ホームに係る今後の施設の在り方について [経済部]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○門脇委員長 それでは、ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

山川委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日は、配付しております日程表のとおり、経済部から報告案件が1件ございます。

それでは、米子市勤労青少年ホームに係る今後の施設の在り方について、当局より報告をお願いいたします。

岡文化観光局長兼文化振興課長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 そうしますと、まずお手元にお配りしております資料の確認をしたいと思います。2枚物でA4の資料をお渡ししております。これに沿って御説明をさせていただきます。

米子市勤労青少年ホームに係る今後の施設のあり方ということでございますが、資料にございますように、米子市勤労青少年ホームは、昭和57年の開館以来、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図る場として利用されてまいりました。しかしながら、平成27年度に、青少年を取り巻く環境の変化により、法律から勤労青少年ホームに関する条文が削除されたことで法的な設置根拠が失われておりまして、また、現在の施設利用状況などから考えまして、勤労青少年福祉施設としての役割を終えているというふうに見える

ものでございます。

これにつきましては、2枚目の資料に記載してございますが、2枚目の資料の1番で、旧勤労青少年福祉法第15条におきましては、勤労青少年ホームの条項が出ておりました。今回、法改正によりまして、これが全部削除されたということでございます。

それともう一つは、2番目に現在の利用状況について記載しておりますが、平成25年度から平成29年度までの利用状況をごらんいただきますと、大体横ばいといえますか、同じような状況で推移をしております、利用件数が2,000件の後半から3,000件、そして利用人員が2万人前後といったような利用状況がございます。

表に返っていただきまして、この勤労青少年ホームの条項が削除されたということで、設置目的、設置根拠が一応なくなったというところで、本来ですと廃止に向けた検討ということも行われるべき施設でございますけれども、米子市の公共施設等総合管理計画におきましても、勤労青少年ホームにつきましては施設機能の抜本的な見直しを図った上で個別施設計画を策定ということにしておりまして、現状、年間2万人程度の利用者がございまして、地域住民に親しまれ、さまざまな文化活動等に有効活用されており、また、この施設の特色でございます防音設備を生かして、太鼓や吹奏楽など大音量の楽器を使用する活動の練習会場として利用されておりました、とりわけ地域文化の伝承、米子がいな祭の振興、発展などに寄与をされております米子がいな太鼓保存会の活動拠点ということで使われておりました、なくてはならない施設ということになっております。

こうした現状に鑑みまして、文化活動等を通じまして、活力ある地域づくり及び観光振興など本市の活性化に資するために施設機能を見直し、引き続きこの施設を活用していく方針としたいという考えでございます。

資料の下のほうに書いてございますが、現行は米子市勤労青少年ホームということで、現在の設置目的等書いてございます。

その次に、今後の施設のあり方、これは平成32年度からということになりますけれども、米子市勤労青少年ホームの名称及び設置目的を変更し、引き続き文化活動の場として供用することといたします。名称といたしましては、米子市地域文化活動館ということで、がいな館という愛称を考えております。施設の目的でございますけれども、地域のさまざまな文化活動を促進し、交流の場を提供することで活力ある地域づくりの推進を図る、あわせて、ふるさと意識の高揚及び観光振興に寄与する活動を支援することで本市の活性化に資することとしております。

この愛称のがいな館でございますけれども、これにつきましては、米子がいな祭を初めといたしました地域イベントや式典、アトラクションなどに出演し、地域PRや観光振興に資する活動の支援に注力するという思いを込めたものでございます。これの対象となり得ますが、地域で活動しておられます伝統芸能をしておられる団体とか、そういったものを想定しております。

これにつきましては条例改正等が必要でございますので、平成32年4月1日付、米子市地域文化活動館（がいな館）条例（仮称）ということで、これを制定することとしております。

説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

石橋委員。

**○石橋委員** 幾つかお伺いします。

まず、2ページ目のこの表ですけれども、この下のところに、勤労青少年以外の利用という欄があるということは、その上の小計部分は全部、勤労青少年の人の利用ということですか。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** この部分は、勤労青少年ホームとして登録をいただいているという方の使用ということでございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 登録されているというのは、勤労青少年に限らずということですか。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** この勤労青少年ホームは、条例上、市長の登録を受けたものということに原則しておりまして、30歳未満の勤労青少年の方については登録をして使っていただいていると。その間を、当然あきがありますので、その部分については、市長が必要と認められた者については、言ってみればその地域で文化活動をしておられる方なんですけれども、そういう方の使用も認めているという形態になっております。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 一般の人の活用が盛んだということもあって、その地域で今まで活動されてきた方がこれまでどおりにしっかり活用できるような形で運営なさっていくんだというふうに思うんですけれども、これまでは法の裏づけもあって、国とかからもやっぱり補助金とかが出てたんでしょうか。

**○門脇委員長** 萩原文化振興課長補佐。

**○萩原文化振興課長補佐兼文化振興係長** 以前は補助金も国のほうから出ていたということですが、今はございません。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** といいますのが、ちょっと私自身はあんまり御縁がない施設だったもので、ちょっとホームページとかを見させてもらいましたら、使用料が大変安いというので、そういう意味でもすごく使いやすい施設になってると思うんですが、今度、今伺った条例が新しくなったりしますと、その辺の利用料がうんと上がって使いづらくなるんじゃないかとか、そういうことをちょっと心配になりまして。

という意味でいいますと、今のあれとあんまり変わらない、料金もそんなに引き上がるということではなく運営ができるということでしょうか。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 利用料の考え方でございますけれども、まず利用の設定につきましても、これを当初使用料を定めたときに、近隣の勤労青少年ホームの状況ですとか、あるいは施設の規模、そういったものを勘案し、料金設定をしたものであります。そして、今もこれを継続して運営していくとなりましたときに、施設の老朽化という部分もございまして、やはり皆さんにある程度使っていただきたいということもございまして、基本的には料金は変えない方向で考えております。

その中で、冷暖房費というのが別に設定がございまして、これについては当時、熱源が違うということで冷房費と暖房費の設定の差があったんですけども、今は熱源が同じだということですので、これは料金を統一したいというふうに考えております。

あと、これまで勤労青少年ホームということで、登録していただいております勤労青少年につきましては使用料を減免するという措置をしておりましたけども、今回の見直しに当たりましては、これを廃しまして、皆さん利用に関しては同じ条件で使っていただくように考えております。

**○門脇委員長** よろしいですか。

**○石橋委員** はい。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 説明を受けたんですけど、何が変わるのか余りわからない。文章だけ読むと、がいな太鼓のために残さなきゃいけないような雰囲気にも読めるし。それで、要は勤労青少年以外の利用が多いということですよ、平成29年で1万5,000人ぐらいは。今の御説明を聞くと、今までの勤労青少年ホームの活動であった部分は、占有じゃないけど、それはもうやめるということですよ。やめる、占有はしないと。それ以外のあいた日に利用があって、それが、がいな太鼓さんとかいろいろあるっていう感じで、ちょっと勝手にとったんですけど。利用料金も余りつかないと。

この目的、施設の目的、地域のさまざまな文化活動を推進し交流の場を提供する云々というのを見ても、何かちょっと具体的に目的が変わってどうなるのかというのがわかりづらくて、唯一わかるのは、防音設備が大変すぐれてて、大音響のあれもできるみたいな。今まではがいな太鼓さんが使って、例えばですよ、使ってるけど、いろんなバンド活動とかいろいろあるので、そういったことに貸し事務所でも宣伝してでも使ってもらって、そういう施設にします、公営の、みたいな説明だとよくわかりやすいんですけど。私が言ってるのはちょっと違うんですか。

何か聞くと、余り変わりは、どれぐらい変わったんだろうかなというのがぴんときないんですよ。改装はしないんですよ、で、利用料金は上げない。ちょっとそこら辺がわかりづらくて、いいですか。

**○門脇委員長** 大塚経済部長。

**○大塚経済部長** 今の御指摘でございしますが、実はこの根拠法令が27年に改正されたわけなんですけど、それ以前から、現在の利用者の形態と利用方法に大分変化してきておったということでございます。ですので、今、利用者の皆さんと何回かにわたって利用協議会を開催しております、会議した結果、やはり今の形態で使っていきたいというような御意見がございました。そういった2万人の方と今の利用者の皆さんの中で、勤労青少年福祉法がなくなっても何とか使えるようにしていただきたいということがございまして、そういったことを踏まえて設置目的等を新たにつくったということなんですけど、実際は現在の状況を少し追認した格好になりますので、新しいことがないのかということでございますけれども、そういった激変緩和というような、確かに値段をぼんと上げて、そういった防音施設があるのでいろいろなことから運営費を捻出するというのも可能かもしれませんが、今の利用者さんを大事にしていくという観点から、こういった激変緩和というよ

うなことも考えまして、今回のような提案にさせていただいておるといことです。

○**門協委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** ということは、現状に条例を合わせる手続を提案されてるといことですか。

○**門協委員長** 岡局長。

○**岡文化観光局長兼文化振興課長** 現在の利用状況に合わすといことも一つありますけれども、今、実際、登録者が優先といような形で、ある程度この登録者を中心とした施設といようなイメージが強いと思ひます。その間にも使われてますけども、やっぱり利用者が固定しているといようなところも見受けられるんじゃないかと思ひます。それをオープンにすると、基本的にはとい考えが一つござひますのと、それと、あと防音施設、御指摘ござひましたけれども、確かにそこは非常に特色があるところござひますので、それを生かして、今、例えばがいな太鼓が子どもの練習活動をやったりとか、それから、がいな太鼓はがいな祭とか、あと市が行いますいろんなイベントとか式典、そういったもので出演していただいて郷土のPRなどもしていただいておりますので、そこも一つですけども、ほかにも、そういった郷土芸能的なものでやっぱり郷土をPRしていただけるような団体には、大いに活用していただきたいと思ひがござひます。そういう方たちをある程度仕組みの中で、使えて伝承活動なんかをやっているような器を残しておいて、さらに、あいたところについては、今、利用者が決まっているような形ではなくて、よりオープンに使っていただけるような呼びかけなんかもしていきたいといふうに思っています。

○**門協委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 公の施設の中での当局の考え方と、我々議会もいろいろ、これを残すべきなのかどうなのかとい議論をしていきたいあれがあるんですけど、ただ単に、がいな太鼓さんだけのためにと聞こえるようじゃだめだと思ひます。確かに私は認めますよ、がいな祭でもあれなんだけど、練習場を残すためにだったら、どうしてそういう特定のって、言ったらほかにもいっぱいあるわけですから。だから広く、今後目的を変えて、優先のところを外したところで使える時間があるのを、ほかにも太鼓の団体ってありますからね、がいな太鼓ばかりじゃなくて、和田の子どもたちがやっている荒神神楽太鼓とかあるんですよ。ああいうのも練習場は困っているんですよ、中学校の小体育館を貸してもらおうと。近隣に家があるとうるさいんですよ、ドンドン、ドンドン。そういった方の説明会をして団体の利用率を高めるとかなんとか、もうちょっと説明があってもいいのかな。ただ書きかえるだけなら、現状に合わせる程度なら納得せんでもないですけど。残さなければ絶対いけないといふうに皆さんがとるならば、まあいいかとは思ひますけれども。そういうことですよ。

それでこれ指定管理ですよ、今。そこら辺の仕組みも変わらないといことですか。指定管理者等、指定管理者の今契約期間内に条例も、設置条例を変えるといことですよ。

○**門協委員長** 岡局長。

○**岡文化観光局長兼文化振興課長** 今の指定管理者が平成31年度までとなっております。31年度中にまた新たな指定管理者を公募いたしまして、32年度からスタートが切れるような形での条例改正を行う考えです。

○**渡辺委員** そっちと連動しておるといことですよ。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 はい。

○門協委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 ちょっと関連なんですけど、優先使用をオープンにするというふうにおっしゃって、オープンにするということになれば、利用の規約というか、運用の実際ということがわからないと、今まで優先だからということで、だから入れなかったという方たちが申し込みしたときにバッティングするとか、どっちが先、後、いつこの時点で申し込みをすればいいのか、それもオープンにするということは平等にしないといけないというわけなので、先に申し込んだ人が勝ちですよみたいな形にはならないと思うんですね。ということは、この条例云々となっていることと同時に、運用のことももうちょっと明確になっていなければ、同じように、やっぱり、そうですね、さっき言われたように残さないといけませんね、使ってもらわないといけませんねということにはなかなかないと思うんですけど、そこら辺の考え方みたいなのはどこで示されるんでしょうか。31年の3月定例会に上程ということになると、今の時点でそれがきちとなっていないと3月に審議ができないと思うわけなんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○門協委員長 大塚部長。

○大塚経済部長 条例のほうは、今御指摘のありましたとおり、実はもう手元に用意してはおります。それを3月議会で見させていただくということです。運用につきましては、もう少し指定管理のことも含めまして、今の指定管理の状況というのを少し説明させていただきますと、自主事業であるとか自主行事であるとかというのをかなりとっております。それは勤労青少年のためにやっぱり行政として補填というか、教えてあげたり、いろいろまとまりをつくってあげたほうがいいのかなというようなことも含めて運用しておりますので、そういったことも含めて、指定管理の中で運用も含めて全般的な見直しは図っていくということになるというふうに考えております。

○門協委員長 今城委員。

○今城委員 ということになると、そこら辺のところは指定管理の問題ですからということになると、結局、先ほど言われたのと同じように、名称を変えます、オープンという認識ですというようなことだけしかない形で条例を変えていきますというのが、これはちょっとじっくりこない、すこんと落ちないという感じを私はしますけれども。それは答弁はいいです、私の意見として。悪いと思ってるわけじゃないんです。でも、そこら辺のことをきちとしないと、結局、今現状ある利用団体の方たちの意見は聞くけど、そうじゃないところの意見集約はできていない形で、形だけ、名称だけ、もしくは運用の仕方だけは違うけど、今後考えますけどっていう今の段階では、すこんと落ちないというのは意見です。

○門協委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 この2万人という数字があるということで、大切な施設だ、活用度が高いというような表現になっとなるけども、実際に平成29年度の件数と人数というのは、これ計算してみると、1件当たり何人使ってるの。

○門協委員長 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 単純計算いたしますと、平均6人ということになります。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これが大事なことなんだと思うんだがんな。これは地区体育館、これも同じことが数字ができちようだ。だから2万人という数字が本当にどれだけの数字なのかということをよく考えていかにやいかん。なぜそれを聞いたかというのと、渡辺委員が言ったけども、公共施設の総合管理計画、ここでどういう議論をされてきて、ここを残さないかということに結論なったかという問題だ。ましてや法律でくくられとった施設が、法律が外れてしまったと、今、宙に浮いた存在になったわけだ。米子市独自で持つのか、思い切って民間に払い下げるのかという選択肢もあるわけだ。そこの辺の議論というのはどういうふうにやってきたのか。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** その部分の施設のあり方につきましては、継続してこの利用者が、さらに利用を広げていく形で、市が運営していこうという考えでございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いや、俺が聞いているのは、総合管理計画で定めておる目標値と合わせたときに、どういう議論をしたのかって聞いている。

**○門脇委員長** 大塚部長。

**○大塚経済部長** 総合管理計画の中で、やはりいろいろなこの利用率というのが、これが高いか低いか、どのぐらい地域の活性化に効果があるのかということも含めて検討した中で、特異な施設であるというような、米子市の中でここしかない施設であるというようなことが一番の存続をさせていく必要がある施設という認識の中で、存続という方針を打ち出して、その中でさらにどうしたら幅広く活用していけるのかという議論をした結果、今回説明させてもらってるような形ということになってございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 部長、その論理でいくとね、公共施設等総合管理計画は全部残さないけん、削れんよ。そのことが大事だと思うだ。だから公共施設等総合管理計画をなぜ立てたのかということだ。あれはただのかがみです、中身は要らんということですよいうことの内容の説明でいいだか。だけど、せっかくかがみかけられたんだから、それは実行せないけん。あれ20%だったかな、そういうことすると、この建物自身の面積幾らになるかという計算がそこに入っていきわけじゃないの。全体的に老朽化してる施設だと、建てかえのためにどれだけ金がかかるといことも含めて、施設を廃止するという云々を含めた議論も公共施設等総合管理計画でしよう。そうすると、これは今度そういうふうな形で置きかえるときは何ぼ経費がかかると、今何ぼかかっているの、こういうことをまず前段で議論をどれだけされてきたのかということが、我々は知りたいとこなんだよ。ただ、これが1つわて、1本ずつぼんぼん各部局が、この分は残します、この分は残しますって、1本ずつやっちゃったら、何か5年間やっちゃたらみんな残ったって、消す分一つも出てこなくなった、こんな話ではどうしようもないじゃないかと。僕はこういう施設の問題は、思い切って市は手放すべきだと思うよ。民間に任せるべきだと、思い切って。そのぐらいの勇

気がなかったら、公共施設等総合管理計画なんて進まないよ。現にこれを老朽化になって建てかえたり補強したりすると、幾らぐらい見込んでるの、その計算してないの。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** この施設につきまして、老朽化が進んだ際の建てかえ等の検討でございますけども、これにつきましては、確かに現に老朽化してはおりますけども、当面まだ使えるという判断をしております、使える間は少なくとも使っていこうという考え方でございます。将来的に大改修が必要であるような場合については、やはりちょっとその時点で改めて検討する必要があるのかなと考えております。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いや、それは例えばどういうことなの。大改修する段階になってくれば廃止するというのも頭に入れて検討していくということなの。それとも最初からずっとこのまま持続させていくということなの。どっちなの。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 基本的な考え方としては、今使える状態、今の状態で使える間は使っていくという考え方でございまして、大改修する際には、やはり廃止ということも一つの選択肢として考えながら検討ということになるかと思えます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういうことがあるというなら、廃止ということもちゃんと将来的には考えておるといふ文言をまずここできちんと固めておかないといけないの、使う方の皆さんに対しても含めて、市民の方に対しても。皆生の憩の家扱いと同じであって、突然ぼんと投げかけたってこれはどうしようもないわけで、事前に周知して理解を得ていって、こうこうであるがゆえに公共施設の管理というのはいかにうまくいかないわけだから、そうすると将来的には、何年後になるか知らんけども、どういう想定しとるといふ話か知らんけども、例えば5年後、大改修せにゃいけません、そうなったときには廃止いたします、だけどその間だけはこういう形で運営いたしますというようなことが入っておることが、今回議論することにおいて大事だと俺は思うよ。

**○門脇委員長** 大塚部長。

**○大塚経済部長** 今、遠藤委員のほうから御指摘いただきました件については、実は内々では話をしております、将来的には、大改修をして建て直して使うということではなくして、今、市内で無二の施設でありますので継続して何とか使えるところまで使うというような、安易と言われてしまえば安易なんですけど、そういった基本的な考え方でございます。その中で、建てかえてどうこうするという段においては、大改修というものは、まず公共施設管理計画の本質の観点からいっても不可能なんだろうなということの内々では検討しております、また利用者の方にもそういった周知をしながら、またそういった周知をすることによって、次また施設の統廃合の際に、防音施設等を検討するような施設も出てくるんじゃないかというような形で検討してまいるといふことで考えております。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうなれば、指定管理者が契約してあって、5年間でしょ、あれは。ここは5年間だったが。そうすると、次、5年間、その次の5年間なのかということも含めた形で、その辺のところをきちんと見通しを立てた内容を示すべきだと思いますよ、市民の



皆さんに対しても。

それと、あえて妥協的な意味で、僕これ、何でこんな難しい名前をつけるのかなと思って。例えば米子のじげ文化交流会館ぐらいにしたら、じげ文化。東京の交響楽団を招くわけじゃねえんだから。じげ文化交流会館ぐらいな名前つけたほうがいいじゃないの、これ。と、わしは思うよ。それだけ。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 似たようなことになりますけど、この話を持ち出すときには、やっぱり私は公共施設の総合管理計画のことが、流れとして、見通しとしてずっと説明できる体制で本来なら出すべきだと思う。こういう交流の場とか文化のことを促進するという一方で、実際、大音量が出るいろんな活動の練習場所とか道具の置き場所がないという話は多々聞いているので、特にその都度持ち込むことの大変さだとか、音に対するものだとか、そういったことはかねてからたくさん声が出てて、そういう場所の確保は必要だということは私は思います。だからこそ余計に、先ほど遠藤委員も言われましたけれども、総合管理計画の全体像の中で、個別個別でなし崩し的に決めていくような話ではなくて、これも35年ぐらいたった施設ですよ。そうすると、残り十数年とか二十数年のところでは必ず判断しなきゃいけないときが来るときに、さっき言ったような本当に困って、何とか文化継承のためにも、いろんな地域活動のためにも、大音量があったり大型の重量物の荷物の搬入の苦労があったりという現状を踏まえたこういった活動拠点を、仮にどっかで維持していくという考え方があるのであれば、将来的な新しい統廃合された施設のありようだとか、今後考えるべき施設のあり方だとか、そういったことときちっと組み込まれた考え方の中で説明がつかんと、私は本来はだめだと思います。だから、少なくともこの当面の使い方としてという話であれば、それで逆に理解するしかないと思ってますけれども、本来は私はそこを整理してきちっと出すべき話だと思っています。

そういうことも一つ申し上げておきたいということと、それから、現行は自主事業等で大体50件ぐらいでね、何とかはめてきた。全体の利用数からいくと、人数からいっても約4割ぐらいが、当初のそもそもあった目的のところで使っていた部分で、それ以外のところで6割ぐらい。そうすると、今回この変更することによって、その4割の人たちの、今までの、根拠はなくなったんだけど、その人たちが今度はどうなるんだろうかっていうことが一つと、それから、さっき渡辺委員からもありましたように、オープンでいくということになると、それ以外の地域からもいろんな活動で、今、だから吹奏楽でもさっき言ったように、いろんな活動をしたいのにもう大変だと、音もやかましいし、荷物もずっと楽器なんかも運び込まなきゃみたいな話もあったそうだけどね。そういった人たちの全体の需要の状態の中で、供給のバランスがとれるのかどうなのか、ちょっと何かよくイメージができないんですけど。それから、さっき言った従来の4割の人たちがどうなっていくのか。そこら辺もうちょっと教えていただきたいです。

**○門脇委員長** 岡局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 従来から使っていらっしゃった方々も含めてのオープンということですけども、特に大がかりな吹奏楽とか、そういうバンドを組んでいらっしゃる方というのは、言ってみればそれぞれ地域地域で拠点を持っていていらっしゃるというケースが多うございますので、多少競合してくる部分出てくるかもしれませんが、あ

る程度は現状で吸収できるのではないかというふうに考えております。

それと、今それぞれ定期的な活動をしておられるところというのも、地域で、例えば公民館だったりとか、違う施設を利用してやっておられるケースというのが多いと思いますので、あと個人個人でしておられる場合とかという、そういった方々が競合することはある程度出てくるかなというふうに考えております。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 要望ですけれども、多分これから、この利用の現状からいくと、ほとんどが練習ですよね、練習に使われているわけです。そうすると、特定の、言ってみれば練習しようとする団体とかが定番でとって行って、日程をはめていくと、なかなか新しく練習しようと思っても入れないという問題が必ず出てくると思うんですけど、そこら辺について、これ体育施設も同じことですよね、よくあるパターンで。そこら辺のやっぱり調整機能がちゃんと働くような管理運営の方向というか、そこら辺についてはぜひ指定管理者のほうと十分協議していただいて、新規の人が全く練習日が確保できないようなことにならないように、調整というのをぜひ配慮していただきたいということは申し上げておきます。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、以上で都市経済委員会を……。

（「委員長。」と遠藤委員）

遠藤委員。

**○遠藤委員** 閉会中の委員会のあり方をな、少し考えたらどうかと思うよ。正副委員長と当局だけで決めるんじゃないしに、委員の諸君にも次の閉会中の審査は何を議論したらいいでしょうか、審査したらいいでしょうか、意見を聞いた上で、課題をつくっていくという癖が必要じゃないか。

**○門脇委員長** 前日も遠藤委員から御指摘いただいておりましたので、このたび、一応各部局に対しましては1月、2月の、いわゆる3月議会に入るまでに、議会中に出すのではなくて、閉会中にまだ途中の経過しか出せないものでも、例えば、駅の南北自由通路にしても、そういう報告を出してもらうにはお願いをしておりますので、一応2月の閉会中の委員会はもう少しボリュームが膨らむと思います。

遠藤委員が先ほど言われましたので、皆さんからの、もし次回こういうことを当局を呼んで説明していただきたいというようなことがございましたら、また2月の閉会中の委員会、1週間前でしたかね、それまでに私のほうまで要望を出していただければ、副委員長と話しながら、当局と話しながらまたそれは決めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○渡辺委員** 遠藤さん、ボリュームを膨らませろって言ったわけじゃないでしょ。

**○遠藤委員** みんなも知っとられると思うけどもな、例えば、空き家対策のやつだっけつくったでしょ。あれなんかまとまって出てないでしょ。都市マスは所管でないけども、しかし実行する部隊は我々の所管の部にあるわけだ。そういうものも含めてね、本当に議会として中身を詰めないと、ただ看板だけが動いておるような議会の仕方ではいけないと思うよ。

**○渡辺委員** それは、各委員から委員長に言って、委員長が閉会中に、合意をとるってこ

と。いわゆる、今やっているのは、当局からの申し入れによるやつをやっとるわけでしょ、委員長が。今後は議会からも委員会のほうに投げかけてやるっていう話だよ。そういうことなんですよ。でも、委員からいろんなのが出てくる精査はみんなですの。

○**門脇委員長** いや、任せてもらえれば。

○**遠藤委員** 正副委員長でよく整理して。だけん、あなたのはいけません、あなたのはいいですという話はいけんで。

○**渡辺委員** それはいけんでしょう。

○**遠藤委員** ただな、たまたま正副議長、この委員会でお出でだけんあれだけどね、僕はどこの委員会もすべきだと思うよ。もう少し閉会中の委員会を充実した委員会にすべきだということ。

○**渡辺委員** やってるかやってないかは別にして、本数が多いけん充実しとるかしてないかは別にして、総務なんかもこの間たくさんやりましたよね。だから、総務はやってるかやってないかは聞いてない、それは委員長、副委員長で話し合ってるんで、ほかの委員会でもやってないとも言切れんけど、ボリュームは出ましたよ、ようけね。でも、数の問題じゃないということですよ。了解しました。

○**門脇委員長** じゃあ皆さん、よろしく願いいたします。

では、都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 3 8 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 門 脇 一 男